

平成 29 年度（平成 30 年度採用）
社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会 正規職員 募集要項

1. 職種・受験資格・採用予定人員

職 種	受 験 資 格	採用予定 人 員
事務(事業)職員 社会福祉協議会 における業務全般	(1) 昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた人 <small>（長期継続によるキャリア形成を図る観点から若年者等を募集）</small> (2) 社会福祉士資格取得者、若しくは社会福祉主事任用資格を有し社会福祉士を目指す者 (3) 普通運転免許取得者 <small>（AT 限定可、実際に運転できる者）</small>	2 名程度

※上記、受験資格に関わらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人、若しくは禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

2. 試験内容・日時・会場・合格発表

(1) 試験内容

筆記試験 及び 面接試験

(2) 試験日時

平成 30 年 4 月 14 日（土） 9 時 15 分～

(3) 試験会場

芦屋市保健福祉センター（芦屋市呉川町 14-9）

(4) 合格発表

受験者全員に合格・不合格の通知を郵送します。

3. 提出書類

- (1) 正規職員採用試験受験申込書 1 通（ホームページよりダウンロード、写真 1 枚貼付）
- (2) 受験票兼本人確認票 1 通（ホームページよりダウンロード、写真 2 枚貼付）
- (3) 資格証明書の写し 1 通（社会福祉士資格及び社会福祉主事任用資格取得がわかるもの）
- (4) 運転免許証（両面）の写し 1 通
- (5) 返信用封筒 2 通（長形 3 号封筒に宛名を明記し、82 円切手を貼付）

4. 申込手続

(1) 受付期間・時間

- ・平成 30 年 3 月 20 日（火）～平成 30 年 4 月 5 日（木） ※土・日・祝を除く。
- ・午前 9 時～午後 5 時 30 分（郵送の場合は、受付期間内に必着）

(2) 申込先（問い合わせ先）

芦屋市社会福祉協議会 事務局 総務担当 (Tel 0797-32-7539)

〒659-0051 芦屋市呉川町 14-9 芦屋市保健福祉センター2階

***封筒に「正規職員採用試験応募」と朱書きのこと**

5. **給料・手当・勤務条件等**

(1) 給料及び地域手当

本会職員給与規程の定めるところにより、給料及び地域手当を支給します。

(例)：大 学 卒 の場合

(初 任 給) 約 198,000 円 (平成30年2月末現在)

- ・上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・学校卒業後の経歴に応じて、前歴加算される場合があります。

(2) 勤務場所

社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会

芦屋市呉川町 14-9 芦屋市保健福祉センター内

(3) その他 (各種手当・福利厚生)

通勤手当・住居手当・扶養手当・期末勤勉手当等は規定に基づいて支給します。

また、社会保険等 (健康保険・厚生年金保険・雇用保険) に加入します。

(4) 勤務時間

週 5 日勤務 38 時間 45 分 (業務等の関係で、土、日、祝日勤務あり)

6. **合格から採用**

合格者は、本会の指定する機関で「健康診断」を受けていただきます。

就業に差支えのあるような異常が認めなければ、平成 30 年 5 月 1 日付採用の予定です。

7. **そ の 他**

(1) 受験資格がないこと、または申込みの際の記載事項を偽って記入したことが判明した時は、合格を取り消します。

(2) 採用までに心身の故障により職員として適格性を欠くに至った場合、又は職員としてふさわしくない行為があった時は合格を取り消します。

(3) 受験に際して提出された書類等は返却しません。

なお、提出書類に係る個人情報、採用試験に関する事務以外の目的には使用しません。

(4) 採用後 3 ヶ月間は、試用期間になります。

この期間中に職員として不適格であると認められた時は、解雇されることがあります。

以上